

# 指定市町村事務受託法人

## 指定手続手引書

平成20年7月

(令和4年6月改正)

北海道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課

# 目 次

<b>第 1 章 指定市町村事務受託法人の指定手続の概要</b>	<b>1</b>
1 指定担当窓口	1
2 指定の流れ	2
3 指定後の手続	4
<b>第 2 章 指定基準の概要</b>	<b>6</b>
<b>第 3 章 申請書類の作成について</b>	<b>7</b>
1 提出部数	7
2 指定申請書等の作成に係る注意事項	7
<b>第 4 章 関係様式等</b>	<b>1 1</b>
1 北海道指定市町村事務受託法人の指定等に関する要綱及び参考様式	1 2
2 介護保険法（抜粋）	2 9
3 介護保険法施行令（抜粋）	3 0
4 介護保険法施行規則（抜粋）	3 2
5 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（抜粋）	3 6

## 第 1 章 指定市町村事務受託法人の指定手続の概要

平成 18 年 4 月施行の改正介護保険法第 24 条の 2 に規定する指定市町村事務受託法人の指定に関して、別添のとおり「北海道指定市町村事務受託法人の指定等に関する要綱」を制定しました。

市町村が実施する認定調査等を受託できる指定市町村事務受託法人の指定を受けようとする場合は、介護保険法等の関係法令及びこの要綱の規定に従って、次の窓口へ指定申請書等を提出してください。

### 1 指定事務担当窓口

指定市町村事務受託法人の指定に関する事前相談、指定申請書の提出、指定後の各種届出等は、次の担当窓口で行います。

振興局	部課名	所在地	電話番号
石狩	保健環境部社会福祉課	札幌市中央区北 3 条西 7 丁目	011-204-5863
渡島	保健環境部社会福祉課	函館市美原 4 丁目 6-16	0138-47-9535
檜山	保健環境部社会福祉課	江差町字陣屋町 336-3	0139-52-6650
後志	保健環境部社会福祉課	倶知安町北 1 条東 2 丁目	0136-23-1936
空知	保健環境部社会福祉課	岩見沢市 8 条 5 丁目	0126-20-0108
上川	保健環境部社会福祉課	旭川市永山 6 条 19 丁目	0166-46-5984
留萌	保健環境部社会福祉課	留萌市住之江町 2 丁目 1-2	0164-42-8319
宗谷	保健環境部社会福祉課	稚内市末広 4 丁目 2-27	0162-33-2985
オホーツク	保健環境部社会福祉課	網走市北 7 条西 3 丁目	0152-41-0689
胆振	保健環境部社会福祉課	室蘭市海岸町 1 丁目 4-1	0143-24-9839
日高	保健環境部社会福祉課	浦河町栄丘東通 56	0146-22-2559
十勝	保健環境部社会福祉課	帯広市東 3 条南 3 丁目	0155-26-9078
釧路	保健環境部社会福祉課	釧路市浦見 2 丁目 2-54	0154-43-9254
根室	保健環境部社会福祉課	根室市常盤町 3 丁目 28	0153-23-6915

## 2 指定の流れ

### ①事前相談

事前相談	上記に記載の担当窓口で随時受け付けます。(開庁日の9:00~17:00) 窓口で相談する際には、事前に電話で来庁日を連絡願います。
------	--

### ②申請書の受付

受付時期	上記に記載の担当窓口で随時受け付けます。(開庁日の9:00~17:00)
提出方法	窓口提出又は郵送により提出してください。 提出前に必ず事前に相談してください。 また、窓口へ提出する際には、事前に電話で来庁日を連絡願います。 郵送により提出する場合は、簡易書留としてください。

### ③指定

審査	申請書の記載内容に不備があった場合等は、電話等での確認の上、書類の再提出を求める場合があります。
指定	審査の結果、指定要件を満たすものと判断された場合に指定します。 指定した場合は、申請者あてに指定した旨が通知されます。 申請に必要な書類については、 申請書の提出(申請書が完備した状態で)から指定までの標準的な期間は14日前後です。  (必要書類) <ul style="list-style-type: none"><li>・ 指定申請書(第1号様式)</li><li>・ 指定市町村事務受託法人の指定に係る記載事項(付表1)</li><li>・ 指定申請に係る添付書類一覧(別添)</li><li>・ 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項説明書等</li><li>・ 職員の勤務の体制及び勤務形態一覧表(参考様式1)</li><li>・ 管理者経歴書(参考様式2)</li><li>・ 運営規程</li><li>・ 平面図(参考様式3)</li><li>・ 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要(参考様式4)</li><li>・ 当該申請に係る資産の状況</li><li>・ 誓約書(参考様式5)</li><li>・ 役員等名簿(参考様式6)</li></ul>

	<p><b>【要介護認定事務に係る申請を行う場合は、下記書類も必要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該事務所に勤務する介護支援専門員等一覧（参考様式 7）</li> <li>・ 実務経験証明書（追加様式 1）</li> <li>・ 市町村意見書（追加様式 2）</li> </ul> <p>※ 参考様式 7 については、該当する介護支援専門員の介護支援専門員証及び認定調査員研修修了証の写しを添付してください。</p> <p>※ 追加様式 1 については、介護支援専門員以外の方（規則第 113 条の 2 第 1 号又は第 2 号に規定される者であって介護に係る実務の経験が 5 年以上である者、又は認定調査に従事した経験が 1 年以上である者）が認定調査員として従事する場合に提出してください。</p> <p>※ 追加様式 2 については、居宅サービス等を提供している者が要介護認定事務に係る申請を行う場合に提出してください。中立の立場で公正な判断をすることができる有識者の意見書を添付してください。</p>
<p>公示</p>	<p>指定市町村事務受託法人の指定、変更、廃止、休止、再開、取消又は指定の全部若しくは一部の効力の停止があった場合は、当該事務所名、所在地、指定を受けようとする事務の種類等について公示されます。</p> <p>指定市町村事務受託法人一覧は下記 URL にて閲覧できます。</p> <p><b>【公開先】</b></p> <p>○WAMNET のホームページ</p> <p><a href="https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/kaigo/jutakuhoujin/">https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/kaigo/jutakuhoujin/</a></p>

### 3 指定後の手続

#### ①変更等の届出

区分	事由	届出様式
変更届出	<p>下記について変更があった場合には、届出が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所の名称、所在地</li> <li>・申請者の名称</li> <li>・主たる事務所の所在地</li> <li>・申請者の代表者の氏名、生年月日、住所、職名</li> <li>・定款、寄附行為及びその登記事項証明書等(当該事務に関するものに限る。)</li> <li>・事務所の建物の構造、専用区画等</li> <li>・事務所の管理者の氏名、生年月日、住所、経歴</li> <li>・運営規程</li> <li>・役員の氏名、生年月日、住所</li> <li>・介護支援専門員等の氏名及びその登録番号</li> </ul> <p>※指定の際に提出した書類の内容に変更があった場合は、該当の書類を添付してください。</p> <p>※勤務する介護支援専門員の資格が更新された場合については、介護支援専門員証の写しを提出してください。</p> <p>※介護支援専門員以外の方（規則第113条の2第1号又は第2号に規定される者であって介護に係る実務の経験が5年以上である者、又は認定調査に従事した経験が1年以上である者）が認定調査員として従事する場合は、参考様式7及び追加様式1を提出してください。</p>	<p>変更届出書 (第2号様式)</p>

廃止・休止・再開届出	事務所を廃止、休止、再開する場合は届出が必要です。 ※再開の届出をする場合は、職員の勤務の体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。	廃止・休止・再開届出書 (第3号様式)
------------	--	------------------------

注1 変更届出、廃止・休止・再開届出とも、届出先は「2 指定の流れ」の担当窓口になります。

注2 変更届出、廃止・休止・再開届出とも、事由が生じる30日前までに届出を行う必要がありますが、適正な事業運営を確保する観点から事前に担当窓口にご相談してください。

注3 管理者の変更又は役員の変更に伴うものは、誓約書を添付すること。

【関係法令】

- ・介護保険法（第24条の2）
- ・介護保険法施行令（第11の2～第11条の6）
- ・介護保険法施行規則（第34条の2～第34条の13）
- ・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（第18条、第22条、第24条、第27条、第28条）

(参考～主な法人所轄庁の窓口)

法人種別	法人所轄庁	窓口
株式会社、有限会社、合名会社、合資会社		法務局
社会福祉法人（北海道所管）	北海道知事	各総合振興局・振興局保険環境部社会福祉課
社会福祉法人（札幌市・旭川市・函館市所管）	関係各市長	関係各市社会福祉法人担当課
医療法人	北海道知事	北海道保健福祉部地域医療推進局医務業務課
社団法人	（法人認可をした所轄庁）	
財団法人	（法人認可をした所轄庁）	
農業協同組合	北海道知事	北海道農政部農業経営局農業経営課
生活協同組合	北海道知事	北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課
特定非営利活動法人（NPO）	北海道知事	北海道環境生活部くらし安全局道民生活課

## 第2章 指定基準の概要

指定市町村受託法人は、介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）に定める指定の要件及び「指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第38号）」に定める基準のうち準用されたものを遵守しなければなりません。

指定の要件の概要は下記の基準一覧表を参照するほか、関係法令等を入手の上、事業内容を承知してください。

指定を受けた後、指定申請に虚偽の内容があったことや、関係法令の規定事項を遵守した適正な事業運営がなされていないなどが判明した場合には、事業所に対する指定取消の処分が行われることがありますので、十分留意してください。

申請者要件	法人	
人員基準	職種名	資格等
	介護支援専門員	・都道府県又は指定都市が実施する認定調査員研修の修了者（平成15年度以降の基準による研修に限る）
	管理者	不要
設置基準	・必要な広さの区画	
運営基準	・運営規程	第18条
	一 事業の目的及び運営の方針	
	二 職員の職種、員数及び職務内容	
	三 営業日及び営業時間	
	四 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額	
	五 通常の事業の実施地域	
	六 その他運営に関する重要事項	
	・掲示	第22条
・広告	第24条	
・事故発生時の対応	第27条	
・会計の区分	第28条	



### 第3章 申請書類の作成について

#### 1 提出部数

1部提出してください。(申請者保管用として副本を作成の上、保管してください。)

#### 2 指定申請書等の作成に係る注意事項

##### ①指定申請書(第1号様式)

- ・作成に当たっては、8ページの記載例を参照してください。
- ・「受付番号」及び「事業所所在地市町村番号」欄は記入しないでください。
- ・「法人種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」、「医療法人」、「社団法人」、「財団法人」、「株式会社」等の別を記入してください。
- ・「法人所轄庁」欄は、申請(開設)者が認可等を受けた法人である場合は、その主務行政庁の名称を記入してください。
- ・「指定を受けようとする事務」欄は、該当欄に「○」を付し、開始予定日を記入してください。
- ・「実施事業」欄は、既に指定等を受けているものについて、該当欄に「○」を付し、指定年月日を記入してください。
- ・保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は老人訪問介護ステーションとして既に医療機関等コードが付番されている場合には、そのコードを「医療機関等コード」欄に記入してください。複数コードを有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記入してください。

##### ②指定市町村事務受託法人の指定に係る記載事項(付表1)

- ・作成に当たっては、10ページの記載例を参照してください。
- ・「名称」は正式名称を記入してください。
- ・「所在地」は建物名まで正確に記入してください。

##### ③指定申請に係る添付書類一覧(別添)

- ・17ページの「指定申請に係る添付書類一覧」(別添)を参照の上、申請する受託事務の種別ごとに定められた必要な書類の右欄に「○」を記入してください。

第1号様式(第2条関係)

受付番号

指定市町村事務受託法人 指定申請書 (記載例)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

北海道知事 様

所在地 札幌市中央区北3条西6丁目  
 申請者 財団法人 北海道庁介護  
 名称 代表取締役 北海太郎 印

介護保険法に規定する指定市町村事務受託法人に係る指定を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

		事務所所在地市町村番号				
申請者	フリガナ 名称	ザイダンホウジン ホッカイドウチョウカイゴ 財団法人 北海道庁介護				
	主たる事務所の 所在地	(郵便番号 〇〇〇 - 〇〇〇〇) 北海道 札幌市 北3条西6丁目 (ビルの名称等) 道庁赤レンガビル6F				
	連絡先	電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	FAX番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
	法人の種類	財団法人		法人所轄庁	北海道	
	代表者の職・ 氏名・生年月日	職名	理事長	フリガナ 氏名	ホッカイ タロウ 北海太郎	生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日
	代表者の住所	(郵便番号 〇〇〇 - 〇〇〇〇) 北海道 札幌市 北3条西7丁目 (ビルの名称等) 道庁別館ビル5F				
	指定を受けようとする 事務所の所在地	(郵便番号 〇〇〇 - 〇〇〇〇) 北海道 札幌市 北3条西6丁目 (ビルの名称等) 道庁赤レンガビル6F				
	指定を受けようとする 事務所の連絡先	電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	FAX番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
	指定を受けようとする 事務		法第二十四条の二第一項第一号に規定する事務(照会等事務)			開始予定年月日
		○	法第二十四条の二第一項第二号に規定する事務(要介護認定調査事務)			開始予定年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
既に指定等を受けている事業等の種類		実施事業		既に指定等を受けている事業等の 指定(許可)年月日		
居宅サービス	訪問介護	○		平成12年4月1日		
	訪問入浴介護					
	訪問看護					
	訪問リハビリテーション					
	居宅療養管理指導					
	通所介護					
	通所リハビリテーション					
	短期入所生活介護					
	短期入所療養介護					
	特定施設入居者生活介護					
福祉用具貸与						
特定福祉用具販売						
地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護					
	認知症対応型通所介護					
	小規模多機能型居宅介護					
	認知症対応型共同生活介護					
	地域密着型特定施設入居者生活介護					
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護						

居宅介護支援事業者		○	平成12年4月1日
施設	介護老人福祉施設		
	介護老人保健施設		
	介護療養型医療施設		
介護予防サービス	介護予防訪問介護		
	介護予防訪問入浴介護		
	介護予防訪問看護		
	介護予防訪問リハビリテーション		
	介護予防居宅療養管理指導		
	介護予防通所介護		
	介護予防通所リハビリテーション		
	介護予防短期入所生活介護		
	介護予防短期入所療養介護		
	介護予防特定施設入居者生活介護		
	介護予防福祉用具貸与		
	特定介護予防福祉用具販売		
	地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	
介護予防小規模多機能型居宅介護			
介護予防認知症対応型共同生活介護			
介護保険事業者番号		○●○●○●○●○●○●○●○	(既に指定又は許可を受けている場合)
医療機関コード等			

- 備考
- 「受付番号」「事務所所在地市町村番号」欄には記載しないでください。
  - 「法人の種別」欄は、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。
  - 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
  - 「受託をしようとする事務」欄は、今回申請するものについて、該当する欄に「○」を記載してください。
  - 「実施事業」欄は、既に指定等を受けている事業について、該当する欄に「○」を記入してください。
  - 「既に指定等を受けている事業等の指定（許可）年月日」欄は、介護保険法による指定事業者又は介護保健施設として指定（許可）された年月日（法第71条又は法第72条に基づき指定があったものとみなされたときは、保険医療機関等の指定を受けた年月日、施行法第4条、第5条、第7条及び第8条の規定に基づき指定（許可）があったものとみなされたものについては、「12年4月1日」）を記載してください。
  - 保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記載してください。

付表 1 指定市町村事務受託法人の指定に係る記載事項 (記載例)

受付番号	
------	--

事務所	フリガナ	ザイタンホジツン ホカイドウキョウカゴ		
	名称	財団法人 北海道庁介護		
	所在地	(郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇)		
		北海 都道 札幌 郡市 北3条西6丁目 府県 中央 区 ----- 道庁赤レンガビル6F		
連絡先	電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	FAX番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
当該受託事務の実施について定めてある定款・寄附行為等の条文		第 〇〇条第 〇〇項第 号		
管理者	フリガナ	ホッカイ ジロウ	住所	(郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇)
	氏名	北海 次郎		北海道札幌市中央区北4条西5丁目 道庁第二別館ビル4F
	生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日		
職員の職種・員数(人)		介護支援専門員		
		専従	兼務	
常勤(人)		20	10	
非常勤(人)		10	5	
主な 揭示 事項	営業日	月曜日から金曜日(但し、祝祭日及び12月30日~1月3日を除く)		
	営業時間	午前9時から午後6時まで		
	通常 の受託事務の 実施地域	〇〇市		
添付書類		別添のとおり		

- 備考
- 1 「受付番号」欄には、記入しないでください。
  - 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。
  - 3 「主な揭示事項」については、本欄の記載を省略し、別添資料として添付して差し支えありません。

## 第4章 関係様式等

- 1 北海道指定市町村事務受託法人の指定等に関する要綱及び参考様式
- 2 介護保険法（抜粋）
- 3 介護保険法施行令（抜粋）
- 4 介護保険法施行規則（抜粋）
- 5 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（抜粋）

## 北海道指定市町村事務受託法人の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか、指定市町村事務受託法人の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請等)

第2条 令第11条の2第1項の規定による申請は、第1号様式による指定申請書により行うものとする。

2 法第24条の2第1項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事務所の見やすい場所に標示するものとする。

(変更の届出等)

第3条 令第11条の3第1項の規定による届出は、施行規則第34条の4第1項に掲げる事項の変更に係るものにあつては第2号様式による変更届出書により、受託事務の廃止、休止、又は再開に係るものにあつては第3号様式による廃止・休止・再開届出書により、それぞれ行うものとする。

(市町村等への情報提供)

第4条 知事は、前二条の規定による指定又は届出の受理(以下この条において「指定等」という。)をしたときは、市町村その他の機関に対して、当該指定等に係る事務所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事務所の名称及び所在地
- (2) 当該事務所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 指定年月日
- (4) 受託事務の種類
- (5) 居宅サービス等の提供の有無
- (6) 受託事務の開始年月日
- (7) 運営規程
- (8) 管理者の氏名、生年月日及び住所
- (9) 役員の氏名、生年月日及び住所
- (10) 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

(公示)

第5条 令第11条の6の規定による公示は、令第11条の6各号の措置に係る事務所に関する次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事務所の名称及び所在地
  - (2) 当該事務所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地
  - (3) 指定、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止の年月日
  - (4) 受託事務の種類
  - (5) 居宅サービス等の提供の有無
- (その他)

第6条 この要綱に規定するもののほか、指定市町村事務受託法人の指定等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成19年12月19日から施行する。

(指定等を行うための必要な準備)

第2条 知事は、この要綱の施行日前においても、指定市町村事務受託法人の指定等に関し必要な手続きを行うことができる。

第1号様式(第2条関係)

受付番号	
------	--

指定市町村事務受託法人 指定申請書

年 月 日

北海道知事 様

所在地

申請者

名称

印

介護保険法に規定する指定市町村事務受託法人に係る指定を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

事務所所在地市町村番号	
-------------	--

申請者	フリガナ 名称					
	主たる事務所の 所在地	(郵便番号 — )				
		都道 府県	郡市 区	(ビルの名称等)		
	連絡先	電話番号		FAX番号		
	法人の種類				法人所轄庁	
	代表者の職・ 氏名・生年月日	職名	フリガナ			生年月日
			氏名			
	代表者の住所	(郵便番号 — )				
		都道 府県	郡市 区	(ビルの名称等)		
	指定を受けようとする 事務所	事務所の所在地	(郵便番号 — )			
都道 府県			郡市 区	(ビルの名称等)		
事務所連絡先		電話番号		FAX番号		
指定を受けようとする 事務	法第二十四条の二第一項第一号に規定する事務(照会等事務)				開始予定年月日	
	法第二十四条の二第一項第二号に規定する事務(要介護認定調査事務)				開始予定年月日	
既に指定等を受けている事業等の種類		実施事業	既に指定等を受けている事業等の 指定(許可)年月日			
居宅サ ー ビ ス	訪問介護					
	訪問入浴介護					
	訪問看護					
	訪問リハビリテーション					
	居宅療養管理指導					
	通所介護					
	通所リハビリテーション					
	短期入所生活介護					
	短期入所療養介護					
	特定施設入居者生活介護					
	福祉用具貸与					
	特定福祉用具販売					
地域密着型サ ー ビ ス	夜間対応型訪問介護					
	認知症対応型通所介護					
	小規模多機能型居宅介護					
	認知症対応型共同生活介護					
	地域密着型特定施設入居者生活介護					
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護						



居宅介護支援事業者			
施設	介護老人福祉施設		
	介護老人保健施設		
	介護療養型医療施設		
介護予防サービス	介護予防訪問介護		
	介護予防訪問入浴介護		
	介護予防訪問看護		
	介護予防訪問リハビリテーション		
	介護予防居宅療養管理指導		
	介護予防通所介護		
	介護予防通所リハビリテーション		
	介護予防短期入所生活介護		
	介護予防短期入所療養介護		
	介護予防特定施設入居者生活介護		
	介護予防福祉用具貸与		
	特定介護予防福祉用具販売		
	地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	
介護予防小規模多機能型居宅介護			
介護予防認知症対応型共同生活介護			
介護保険事業者番号	.....	(既に指定又は許可を受けている場合)	
医療機関コード等	.....		

- 備考
- 「受付番号」「事務所所在地市町村番号」欄には記載しないでください。
  - 「法人の種別」欄は、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。
  - 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
  - 「受託をしようとする事務」欄は、今回申請するものについて、該当する欄に「○」を記載してください。
  - 「実施事業」欄は、既に指定等を受けている事業について、該当する欄に「○」を記入してください。
  - 「既に指定等を受けている事業等の指定（許可）年月日」欄は、介護保険法による指定事業者又は介護保健施設として指定（許可）された年月日（法第71条又は法第72条に基づき指定があったものとみなされたときは、保険医療機関等の指定を受けた年月日、施行法第4条、第5条、第7条及び第8条の規定に基づき指定（許可）があったものとみなされたものについては、「12年4月1日」）を記載してください。
  - 保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記載してください。

付表 1 指定市町村事務受託法人の指定に係る記載事項

受付番号	
------	--

事務所	フリガナ				
	名称				
	所在地	(郵便番号      —      )			
		都道	郡市	府県	区
連絡先	電話番号		FAX 番号		
当該受託事務の実施について定めてある定款・寄附行為等の条文					第 条第 項第 号
管理者	フリガナ		住所	(郵便番号      —      )	
	氏名				
	生年月日				
職員の職種・員数(人)		介護支援専門員			
		専従	兼務		
常勤(人)					
非常勤(人)					
主な 揭示 事項	営業日				
	営業時間				
	通常の実施地域				
添付書類		別添のとおり			

- 備考
- 1 「受付番号」欄には、記入しないでください。
  - 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。
  - 3 「主な揭示事項」については、本欄の記載を省略し、別添資料として添付して差し支えありません。
  - 4 出張所等がある場合、所在地、営業時間等を別様にして記載してください。また、職員については、本様式に出張所に勤務する職員も含めて記載してください。

別添

指定申請に係る添付書類一覧

受付番号	
------	--

事務所の名称	
--------	--

番号	添付書類	申請する受託事務の種類		備考
1	申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等			
2	職員の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式1）			
3	管理者経歴書（参考様式2）			
4	平面図（参考様式3）			
5	運営規程			
6	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要（参考様式4）			
7	当該申請に係る資産の状況			
8	介護保険法施行令第11条の2第2項に該当しないことを制約する書面（参考様式5）			
9	役員等名簿（参考様式6）			
10	当該事務所に勤務する介護支援専門員等一覧（参考様式7）			
11	実務経験証明書（追加様式1）			
12	市町村意見書（追加様式2）			

備考 1 「受付番号」欄は、記入しないでください。

2 該当欄に「○」を付し、複数の受託事務に共通する添付書類については、「◎」を付してください。

(参考様式1)

職員の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ( 年 月分) 受託事務の種類( )  
事務所名( )

職種	勤務形態	氏名	第1週							第2週							第3週							第4週							4週の合計	週平均の勤務時間
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28		
			*																													
	(記載例-1)		①	①	③	②	④	①	④																							
	(記載例-2)		ab	ab	ab	cd	de	e	e																							

備考 1 \* 欄には、当該月の曜日を記入してください。  
 2 申請する受託事務に係る職員全員(管理者を含む。)について、4週間分の勤務すべき時間数を記入してください。勤務時間ごとあるいはサービス提供時間単位ごとに区分して番号を付し、その番号を記入してください。  
 (記載例1-勤務時間 ①8:30~17:00、②16:30~1:00、③0:30~9:00、④休日)  
 (記載例2-サービス提供時間 a 9:00~12:00、b 13:00~16:00、c 10:30~13:30、d 14:30~17:30、e 休日)  
 3 職種ごとに下記の勤務形態の区分の順にまとめて記載し、「週平均の勤務時間」については、職種ごとのAの小計と、B~Dまでを加えた数の小計の行を挿入してください。  
 勤務形態の区分 A:常勤で専従 B:常勤で兼務 C:常勤以外で専従 D:常勤以外で兼務  
 4 算出にあたっては、小数点以下第2位を切り捨ててください。  
 5 当該事務所に係る組織体制図を添付してください。  
 6 各事務所において使用している勤務割表等(既に事業を実施しているときは直近月の実績)により、職種、勤務形態、氏名及び当該業務の勤務時間が確認できる場合は、その書類をもって添付書類として差し支えありません。

(参考様式2)

## 管 理 者 経 歴 書

事務所の名称			
フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名			
住所	(郵便番号 - )	電話番号	
主 な 職 歴 等			
年 月 ~ 年 月	勤 務 先 等		職 務 内 容
職務に関連する資格			
資格の種類		資格取得年月	
備 考 (研修等の受講の状況等)			

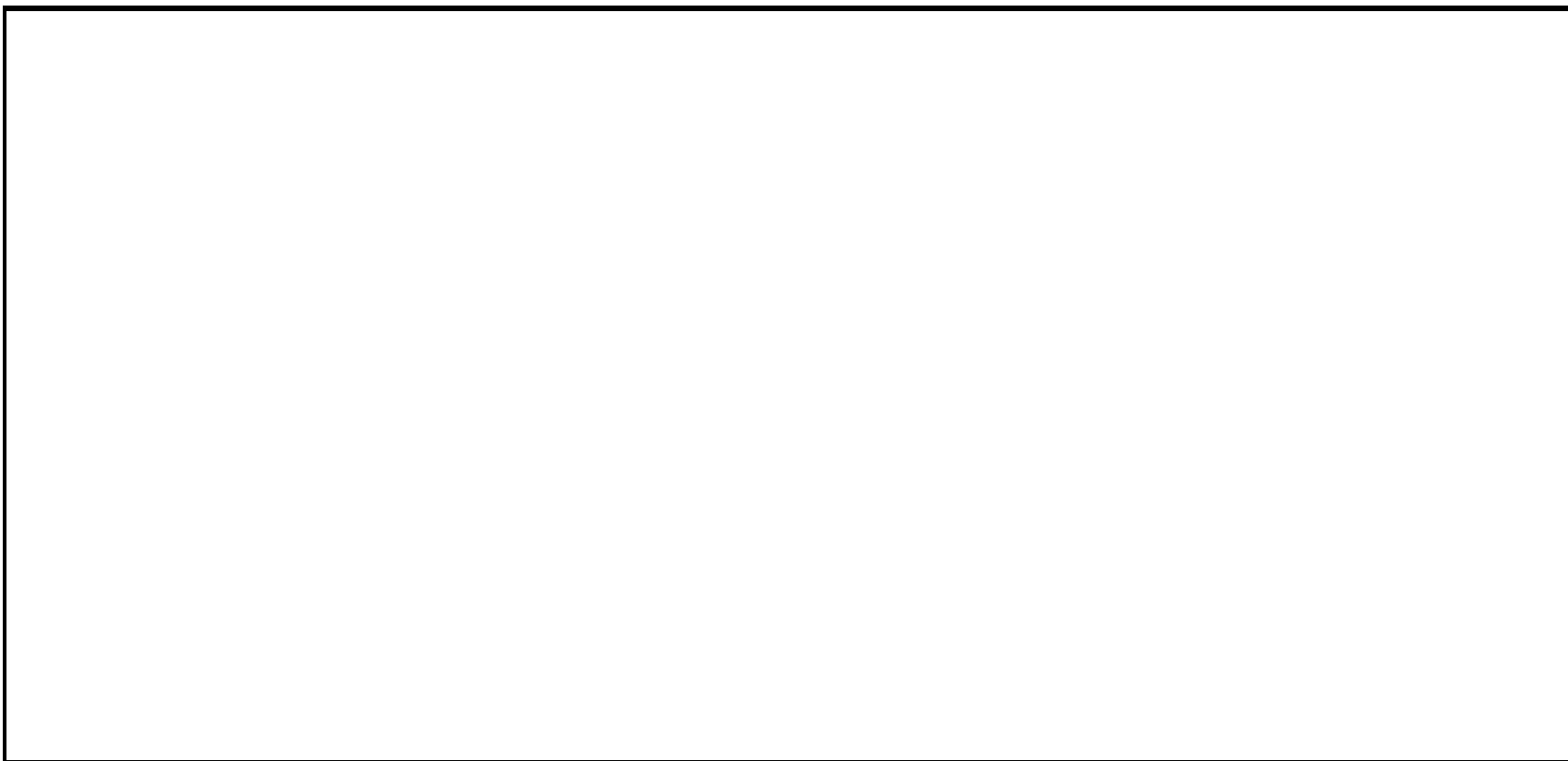
備考1 住所・電話番号は、自宅のものを記入してください。

2 当該管理者が管理する事業所・施設が複数の場合は、「事務所の名称」欄を適宜拡張して、その全てを記入してください。

(参考様式3)

平面図

事務所の名称	
--------	--



- 備考 1 各室の用途及び面積を記載してください。
- 2 当該事業の専用部分と他との共用部分を色分けする等使用関係を分かり易く表示してください。

(参考様式4)

### 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事務所の名称	
申請する受託事務の種類	

措 置 の 概 要	
1	利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置
2	円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順
3	その他参考事項

備考 上の事項は例示であり、これにかかわらず苦情処理に係る対応方針を具体的に記してください。

(参考様式5)

介護保険法施行令第11条の2第2項の規定に該当しない旨の誓約書

年 月 日

北海道知事様

住所

申請者

氏名(法人名及び代表者名)

印

申請者が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

【介護保険法施行令第11条の2第2項】

- 一 当該申請に係る市町村事務受託事務所の介護支援専門員の人員が、厚生労働省令で定める員数を満たしていないとき（法第二十四条の二第一項第二号の事務を受託しようとする場合に限る。）。
- 二 申請者が、厚生労働省令で定める市町村事務の運営に関する基準に従って適正な市町村事務の運営をすることができないと認められるとき。
- 三 申請者が、居宅サービス等（法第二十三条に規定する居宅サービス等をいう。第七号、第十一条の五第九号、第十一条の七第二項第二号及び第六号並びに第十一条の十第八号において同じ。）を提供しているとき。ただし、厚生労働省令で定める特別の事情があると都道府県知事が認めたときは、この限りでない。
- 四 申請者が、法及び第三十五条の二各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五 申請者が、第十一条の五第一項又は第十一条の十の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者であるとき。
- 六 申請者が、第十一条の五第一項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第一項の規定による市町村事務の廃止の届出をした者（当該市町村事務の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 七 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等又は市町村事務若しくは都道府県事務（法第二十四条の三第一項各号に掲げる事務をいう。以下同じ。）に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 八 申請者の役員等（法第七十条第二項第六号に規定する役員等をいう。以下同じ。）のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - ロ 第四号又は前号に該当する者
- ハ 第十一条の五第一項又は第十一条の十の規定により指定を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内にその役員等であった者で当該取消の日から起算して五年を経過しないもの
- ニ 第六号に規定する期間内に次条第一項の規定による市町村事務の廃止の届出をした法人（当該市町村事務の廃止について相当の理由がある法人を除く。）において、同号の通知の日前六十日以内にその役員等であった者で当該届出の日から起算して五年を経過しないもの



(参考様式6)

役員等名簿			
(ふりがな) 氏名	生年月日	(ふり)住	(がな)所
	役職名・呼称	TEL	FAX
	年月日	(〒 - )	就任・退任 年月日
		TEL	FAX
	年月日	(〒 - )	就任・退任 年月日
		TEL	FAX
	年月日	(〒 - )	就任・退任 年月日
		TEL	FAX
	年月日	(〒 - )	就任・退任 年月日
		TEL	FAX
	年月日	(〒 - )	就任・退任 年月日
		TEL	FAX
	年月日	(〒 - )	就任・退任 年月日
		TEL	FAX
	年月日	(〒 - )	就任・退任 年月日
		TEL	FAX
	年月日	(〒 - )	就任・退任 年月日
		TEL	FAX

備考 1 当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。）  
2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けるなどして記載してください。

(参考様式7) 当該事務所に勤務する介護支援専門員等一覧

フリガナ 氏 名	介護支援専門員番号等	介護支援専門員資格有 効期間満了年月日	認定調査員研修 修了証の年月日

- 備考 1 介護支援専門員以外で規則第113条の2第1号又は第2号に規定される者であって、介護に係る実務の経験が5年以上であるものとして認定調査に従事する場合は、「介護支援専門員番号等」欄に「資格名等、実務経験〇年」と記載してください。
- 2 認定調査に従事した経験が1年以上である者として認定調査に従事する場合は、「介護支援専門員番号等」欄に「認定調査従事経験〇年」と記載してください。

(追加様式1)

## 実務経験証明書

年 月 日

北海道知事 様

申請者 住所  
(所在地)  
氏名  
(名称及び代表者氏名)

印

下記の者の実務経験について、本書のとおり相違ないことを証明します。

(フリガナ) 氏 名		生年月日	年 月 日
住 所 (本人)	(〒 - )		
主 な 職 歴 等			
期間(年月日～年月日)	勤 務 先 等	業 務 内 容	所持資格
( 年 月 日 ~ 年 月 日 )		(対象者 : )	
( 年 月 日 ~ 年 月 日 )		(対象者 : )	
( 年 月 日 ~ 年 月 日 )		(対象者 : )	
( 年 月 日 ~ 年 月 日 )		(対象者 : )	

※ 本様式は、介護支援専門員以外の方（規則第113条の2第1号又は第2号に規定される者であって介護に係る実務の経験が5年以上である者、又は認定調査に従事した経験が1年以上である者）が認定調査員として従事する場合に提出してください。

※ 「勤務先等」は、具体的な事業所の名称を記載してください。

※ 「業務内容」は、実務経験被証明者の本来業務について、介護に係る実務を行っていたことがわかるよう具体的に記載してください。認定調査業務を行っていた場合は、認定調査に従事していた期間についてわかるよう記載してください。

(追加様式2)

## 市 町 村 意 見 書

法人名	
事務所名	
委託しようとするにあたっての意見	
上記のとおり、意見書を提出します。	
年 月 日	
市町村長名	
印	

※1 本様式については、居宅サービス等を提供している者が要介護認定事務に係る申請を行う場合に提出してください。

※2 本様式には、中立の立場で公正な判断をすることができる有識者の意見書を添付してください。

変 更 届 出 書

年 月 日

北海道知事 様

住所  
申請者（所在地）  
氏名  
（名称及び代表者氏名）

印

次のとおり指定を受けた内容を変更しますので届け出ます。

指定内容を変更する事務所		名称
		所在地
受 託 事 務 の 種 類		
変 更 が あ る 事 項		変 更 の 内 容
1	事務所の名称	(変更前)
2	事務所の所在地	
3	申請者の名称	
4	主たる事務所の所在地	
5	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	
6	定款・寄附行為及びその登記事項証明書等 （当該事務に関するものに限る。）	(変更後)
7	事務所の建物の構造、専用区画等	
8	事務所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	
9	運営規程	
10	1 役員の氏名、生年月日及び住所	
11	1 介護支援専門員の氏名及びその登録番号	
変 更 年 月 日		年 月 日

- 備考 1 該当項目番号に○を付してください。  
2 変更内容が分かる書類を添付してください。

第3号様式（第3条関係）

廃止・休止・再開届出書

年 月 日

北海道知事 様

住所  
申請者（所在地）  
氏名  
（名称及び代表者氏名）

印

次のとおり受託事務の廃止（休止・再開）をするので届け出ます。

廃止（休止・再開）する事務所	名称
	所在地
休止・廃止・再開の別	休止 ・ 廃止 ・ 再開
休止・廃止・再開する年月日	年 月 日
休止・廃止する理由	
現に事務を受託している市町村に対する措置 （休止・廃止する場合のみ）	
休止予定期間	年 月 日～ 年 月 日

備考 受託事務の再開に係る届出にあつては、施行規則に定める当該受託事務に係る職員の勤務の体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。

(指定市町村事務受託法人)

第二十四条の二 市町村は、次に掲げる事務の一部を、法人であって厚生労働省令で定める要件に該当し、当該事務を適正に実施することができるものと認められるものとして都道府県知事が指定するもの(以下この条において「指定市町村事務受託法人」という。)に委託することができる。

一 第二十三条に規定する事務(照会等対象者の選定に係るものを除く。)

二 第二十七条第二項(第二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項及び第三十二条第二項(第三十三条第四項、第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定による調査に関する事務

三 その他厚生労働省令で定める事務

2 指定市町村事務受託法人は、前項第二号の事務を行うときは、介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者に当該委託に係る調査を行わせるものとする。

3 指定市町村事務受託法人の役員若しくは職員(前項の介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、当該委託事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 指定市町村事務受託法人の役員又は職員で、当該委託事務に従事するものは、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

5 市町村は、第一項の規定により同項第一号又は第三号に掲げる事務を委託したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、指定市町村事務受託法人に関し必要な事項は、政令で定める。

(指定市町村事務受託法人の指定)

- 第十一条の二 法第二十四条の二第一項に規定する指定市町村事務受託法人(以下「指定市町村事務受託法人」という。)の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事務(以下「市町村事務」という。)を受託しようとする者の申請により、市町村事務を行う事務所(以下「市町村事務受託事務所」という。)ごとに行う。
- 2 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次のいずれかに該当するときは、法第二十四条の二第一項の指定をしてはならない。
- 一 当該申請に係る市町村事務受託事務所の介護支援専門員の人員が、厚生労働省令で定める員数を満たしていないとき(法第二十四条の二第一項第二号の事務を受託しようとする場合に限る。)
  - 二 申請者が、厚生労働省令で定める市町村事務の運営に関する基準に従って適正な市町村事務の運営をすることができないと認められるとき。
  - 三 申請者が、居宅サービス等(法第二十三条に規定する居宅サービス等をいう。第七号、第十一条の五第九号、第十一条の七第二項第二号及び第六号並びに第十一条の十第八号において同じ。)を提供しているとき。ただし、厚生労働省令で定める特別の事情があると都道府県知事が認めるときは、この限りでない。
  - 四 申請者が、法及び第三十五条の二各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
  - 五 申請者が、第十一条の五第一項又は第十一条の十の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者であるとき。
  - 六 申請者が、第十一条の五第一項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第一項の規定による市町村事務の廃止の届出をした者(当該市町村事務の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
  - 七 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等又は市町村事務若しくは都道府県事務(法第二十四条の三第一項各号に掲げる事務をいう。以下同じ。)に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
  - 八 申請者の役員等(法第七十条第二項第六号に規定する役員等をいう。以下同じ。)のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。
    - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
    - ロ 第四号又は前号に該当する者
  - ハ 第十一条の五第一項又は第十一条の十の規定により指定を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内にその役員等であった者で当該取消の日から起算して五年を経過しないもの
  - ニ 第六号に規定する期間内に次条第一項の規定による市町村事務の廃止の届出をした法人(当該市町村事務の廃止について相当の理由がある法人を除く。)において、同号の通知の日前六十日以内にその役員等であった者で当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

(指定市町村事務受託法人の名称等の変更の届出等)

- 第十一条の三 指定市町村事務受託法人は、当該指定に係る市町村事務受託事務所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするとき、又は当該市町村事務を廃止し、休



止し、若しくは再開しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その三十日前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による届出があったときは、その旨を、指定市町村事務受託法人に事務を委託している市町村長に通知しなければならない。

(指定市町村事務受託法人による報告)

第十一条の四 都道府県知事は、市町村事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、指定市町村事務受託法人に対し、報告を求めることができる。

(指定市町村事務受託法人の指定の取消し等)

第十一条の五 都道府県知事は、指定市町村事務受託法人が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- 一 法第二十四条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める要件を満たさなくなったとき。
  - 二 指定市町村事務受託法人が、第十一条の二第二項第四号又は第八号のいずれかに該当するに至ったとき。
  - 三 指定市町村事務受託法人が、当該指定に係る市町村事務受託事務所の介護支援専門員の人員について、厚生労働省令で定める員数を満たすことができなくなったとき。
  - 四 指定市町村事務受託法人が、厚生労働省令で定める市町村事務の運営に関する基準に従って適正な市町村事務の運営をすることができなくなったとき。
  - 五 指定市町村事務受託法人が、前条の規定により報告を求められて報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
  - 六 指定市町村事務受託法人が、不正の手段により法第二十四条の二第一項の指定を受けたとき(当該指定市町村事務受託法人が法第二十四条の三第一項に規定する指定都道府県事務受託法人(以下「指定都道府県事務受託法人」という。)の指定を受けている場合にあっては、不正の手段により同項の指定を受けたときを含む。)
  - 七 前各号に掲げる場合のほか、指定市町村事務受託法人が、法及び第三十五条の五各号に掲げる法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
  - 八 前各号に掲げる場合のほか、指定市町村事務受託法人が、市町村事務に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき(当該指定市町村事務受託法人が指定都道府県事務受託法人の指定を受けている場合にあっては、都道府県事務に関し不正又は著しく不当な行為をしたときを含む。)
  - 九 指定市町村事務受託法人の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等又は市町村事務若しくは都道府県事務に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
- 2 市町村は、市町村事務を行った指定市町村事務受託法人について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る市町村事務受託事務所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

(指定市町村事務受託法人の指定等の公示)

第十一条の六 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

- 一 法第二十四条の二第一項の指定をしたとき。
- 二 第十一条の三第一項の規定による届出(同項の厚生労働省令で定める事項の変更並びに同項に規定する市町村事務の休止及び再開に係るものを除く。)があったとき。
- 三 前条第一項の規定により法第二十四条の二第一項の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

(指定市町村事務受託法人の指定の要件)

第三十四条の二 法第二十四条の二第一項の厚生労働省令で定める要件は、同項第一号に規定する事務(以下「照会等事務」という。)については、次のとおりとする。

- 一 照会等事務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 二 法人の役員又は職員の構成が、照会等事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 三 照会等事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって照会等事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 前三号に定めるもののほか、照会等事務を行うにつき十分な適格性を有するものであること。

2 法第二十四条の二第一項の厚生労働省令で定める要件は、同項第二号に規定する事務(以下「要介護認定調査事務」という。)については、次のとおりとする。

- 一 要介護認定調査事務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 二 法人の役員又は職員の構成が、要介護認定調査事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 三 要介護認定調査事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって要介護認定調査事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 前三号に定めるもののほか、要介護認定調査事務を行うにつき十分な適格性を有するものであること。

(令第十一条の二第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める特別の事情)

第三十四条の三 令第十一条の二第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、当該申請に係る同条第一項に規定する市町村事務受託事務所(以下「市町村事務受託事務所」という。)の所在地の市町村の区域内に要介護認定調査事務に係る法第二十四条の二第一項に規定する指定市町村事務受託法人(以下「指定市町村事務受託法人」という。)が存在しないことその他これに準ずる事情とする。

(指定市町村事務受託法人に係る指定の申請等)

第三十四条の四 令第十一条の二第一項の規定に基づき指定市町村事務受託法人の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事務所の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 当該指定に係る市町村事務受託事務所の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 三 当該申請に係る市町村事務(令第十一条の二第一項に規定する市町村事務をいう。以下同じ。)の種類
- 四 当該申請に係る市町村事務の開始の予定年月日
- 五 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等
- 六 市町村事務受託事務所の平面図
- 七 市町村事務受託事務所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- 八 第三十四条の十において準用する指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十八号)第十八条に規定する運営規程

九 照会等対象者(法第二十三条に規定する照会等対象者をいう。以下同じ。)又は市町村事務に係る被保険者若しくはその家族等からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

十 当該申請に係る市町村事務に係る職員の勤務の体制及び勤務形態

十一 当該申請に係る市町村事務に係る資産の状況

十二 令第十一条の二第二項各号に該当しないことを誓約する書面(次条において「誓約書」という。)

十三 役員の氏名、生年月日及び住所

十四 介護支援専門員の氏名及びその登録番号(要介護認定調査事務を受託しようとする場合に限る。)

十五 その他指定に関し必要と認める事項

2 居宅サービス等(法第二十三条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。)を提供している者が要介護認定調査事務に係る申請を行う場合には、当該法人に当該事務を委託をしようとしている市町村長が当該法人に委託をしようとする特別の事情を記載した意見書を前項の申請書又は書類に添付しなければならない。

3 前項の意見書には、中立の立場で公正な判断をすることができる有識者の意見書を添付しなければならない。

(指定市町村事務受託法人の名称等の変更の届出等)

第三十四条の五 指定市町村事務受託法人は、前条第一項第二号、第五号(当該指定に係る事務に関するものに限る。)から第八号まで、第十三号及び第十四号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定市町村事務受託法人の市町村事務受託事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、管理者及び役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。

2 市町村事務の廃止、休止又は再開については、第百三十三条第二項及び第三項(第三号を除く。)の規定を準用する。

(法第二十四条の二第二項の厚生労働省令で定める者)

第三十四条の五の二 法第二十四条の二第二項の厚生労働省令で定める者は、保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者(介護支援専門員を除く。)とする。

(市町村事務の委託の公示等)

第三十四条の六 市町村は、法第二十四条の二第五項の規定により公示するときは、次に掲げる事項について行うものとする。

一 当該委託に係る市町村事務受託事務所の名称及び所在地

二 委託する指定市町村事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名

三 委託開始の予定年月日

四 委託する市町村事務の内容

五 居宅サービス等の提供の有無

2 市町村は、法第二十四条の二第一項の委託を終了するときは、次に掲げる項目を公示しなければならない。

一 当該委託に係る市町村事務受託事務所の名称及び所在地

二 委託している指定市町村事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名

三 委託終了の年月日

四 委託している市町村事務の内容

- 3 居宅サービス等を提供している指定市町村事務受託法人は、年度ごとに、要介護認定調査事務を委託した市町村に対して、当該事務に係る法第二十七条第二項に規定する調査を実施した被保険者(次項において「要介護認定調査対象者」という。)のうち、第三十八条第一項に規定する要介護認定有効期間において当該指定市町村事務受託法人が提供する居宅サービス等を利用した被保険者(次項において「居宅サービス等利用者」という。)の数を報告しなければならない。
- 4 前項の報告を受けた市町村は、次に掲げる項目を公表するものとする。
- 一 要介護認定調査対象者の数
  - 二 居宅サービス等利用者の数

(指定市町村事務受託法人の事業の基準)

第三十四条の七 要介護認定調査事務に係る指定市町村事務受託法人は、要介護認定調査事務を遂行するために必要な数以上の介護支援専門員を有していなければならない。

(管理者)

第三十四条の八 指定市町村事務受託法人は、市町村事務受託事務所ごとに管理者を置かなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第三十四条の九 指定市町村事務受託法人は、市町村事務を行う場合においては、当該職員に身分を証する書類を携行させ、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(準用)

第三十四条の十 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(以下「指定居宅介護支援等基準」という。)第十八条、第二十二條、第二十四条、第二十七条及び第二十八条の規定は指定市町村事務受託法人について準用する。この場合において、指定居宅介護支援等基準第十八条、第二十二條及び第二十四条中「指定居宅介護支援事業所」とあるのは「市町村事務受託事務所」と、指定居宅介護支援等基準第十八条中「掲げる事業」とあるのは「掲げる事務」と、「指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額」とあるのは「市町村事務の実施方法及び内容」と、指定居宅介護支援等基準第二十二條第一項中「介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる」とあるのは「職員の勤務の体制その他の」と、指定居宅介護支援等基準第二十七条中「利用者に対する指定居宅介護支援の提供により」とあるのは「市町村事務の実施により」と、「市町村、利用者」とあるのは「委託をしている市町村、市町村事務に係る被保険者」と、指定居宅介護支援等基準第二十八条中「事業所ごと」とあるのは「市町村事務受託事務所ごと」と読み替えるものとする。

(勧誘等の禁止)

第三十四条の十一 要介護認定調査事務に係る指定市町村事務受託法人の役員又は職員は、法第二十四条の二第一項第二号に規定する調査を実施した被保険者に対して特定の居宅サービス事業者等による居宅サービス等を利用すべき旨等の勧誘、指示等を行ってはならない。

(苦情処理)

第三十四条の十二 指定市町村事務受託法人は、自ら実施した市町村事務に対する照会等対象者又は市町村事務に係る被保険者若しくはその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定市町村事務受託法人は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(記録の整備)

第三十四条の十三 指定市町村事務受託法人は、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定市町村事務受託法人は、市町村事務の実施に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から二年間保存しなければならない。

一 実施した市町村事務の内容等の記録

二 前条第二項に規定する苦情の内容等の記録

三 第三十四条の十において準用する指定居宅介護支援等基準第二十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 (H11. 3. 31 厚令 38)	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について (H11. 7. 29 老企 22)
<p>(運営規程)</p> <p>第十八条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規定（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 事業の目的及び運営の方針</li><li>二 職員の職種、員数及び職務内容</li><li>三 営業日及び営業時間</li><li>四 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額</li><li>五 通常の事業の実施地域</li><li>六 虐待の防止のための措置に関する事項</li><li>七 その他運営に関する重要事項</li></ul> <p>(掲示)</p> <p>第二十二條 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p>	<p>(12) 運営規程</p> <p>基準第 18 条は、指定居宅介護支援の事業の適正な運営及び利用者等に対する適切な指定居宅介護支援の提供を確保するため、同条第 1 号から第 7 号までに掲げる事項を内容とする規定を定めることを指定居宅介護支援事業所ごとに義務づけたものである。特に次の点に留意する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 職員の職種、員数及び職務内容（第 2 号） 職員については、介護支援専門員とその他の職員に区分し、員数及び職務内容を記載することとする。職員の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、基準第 2 条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えない（基準第 4 条に規定する重要事項を示した文書に記載する場合についても、同様とする。）</li><li>② 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額（第 4 号） 指定居宅介護支援の提供方法及び内容については、利用者の相談を受ける場所、課題分析の手順等を記載するものとする。</li><li>③ 通常の事業の実施地域（第 5 号） 通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えて指定居宅介護支援が行われることを妨げるものではない。</li><li>④ 虐待の防止のための措置に関する事項（第 6 号） (22) の虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従事者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。</li></ul> <p>(17) 掲示</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 基準第 22 条第 1 項は、基準第 4 条の規定により居宅介護支援の提供開始時に運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を利用申込者及びその家族に対して説明を行った上で同意を得ることとしていることに加え、指定居宅介護支援事業者へ</li></ul>

(広告)

第二十四条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(事故発生時の対応)

第二十七条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

の当該重要事項の掲示を義務づけることにより、サービス提供が開始された後、継続的にサービスが行われている段階においても利用者の保護を図る趣旨であるが、次に掲げる点に留意する必要がある。

イ 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。

ロ 介護支援専門員の勤務の体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、介護支援専門員の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。

② 同条第2項は、重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定居宅介護支援事業所内に備え付けることで同条第1項の掲示に代えることができることを規定したものである。

(21) 事故発生時の対応

基準第27条は、利用者が安心して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう事故発生時の速やかな対応を規定したものである。指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講じべきこととするとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うべきこととしたものである。

なお、基準第29条第2項の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、2年間保存しなければならない。

このほか、以下の点に留意されたい。

① 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましいこと。

② 指定居宅介護支援事業者は、賠償すべき事態となった場合には、速やかに賠償しなければならない。そのため、事業者は損害賠償保険に加入しておくか若しくは賠償資力を有することが望ましいこと。

<p>(会計の区分)</p> <p>第二十八条 指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとの経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。</p>	<p>③ 指定居宅介護支援事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。</p> <p>(23) 会計の区分</p> <p>基準第 28 条は、指定居宅介護支援事業者に係る会計の区分について定めたものである。なお、具体的な会計処理の方法等については、別に通知するところによるものである。</p>
---	---